

# 検討会について

---

消防庁 国民保護・防災部 防災課防災情報室



# 市町村の災害情報伝達に係る災害対策基本法等における位置づけ

- 災害対策基本法第56条において、市町村長は、災害に関する予報又は警報等を住民等に伝達しなければならないこととされている。また、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第47条においても、市町村長は、サイレン、防災行政無線その他の手段を活用し、住民等に伝達するよう努めることとされている。
- また、防災基本計画においては、市町村は、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備等に努めることとされている。

## 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

（市町村長の警報の伝達及び警告）

第56条 市町村長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警報をしたとき、又は前条の通知を受けたときは、地域防災計画の定めるところにより、当該予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対処とすべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

（第2項 省略）

## 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）（抄）

（市町村長による警報の伝達等）

第47条 市町村長は、前条の規定による通知を受けたときは、その国民の保護に関する計画で定めるところにより、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達するとともに、当該市町村の他の執行機関その他の関係機関に通知しなければならない。

2 前項の場合において、市町村長は、サイレン、防災行政無線その他の手段を活用し、できる限り速やかに、同項の通知の内容を住民及び関係のある公私の団体に伝達するよう努めなければならない。

（第3項 省略）

## 防災基本計画（令和4年6月17日中央防災会議決定）

第2編 各災害に共通する対策編、第1章 災害予防、第6節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

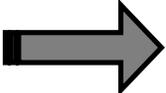
（7）被災者等への的確な情報伝達活動

市町村（都道府県）は、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。

第3編 地震災害対策編、第2章 災害応急対策、第1節 災害発生直前の対策

市町村は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

※その他、第4編（津波災害対策編）、第5編（風水害対策編）、第6編（火山災害対策編）、（第7編（雪害対策編）においても、市町村の住民等への防災情報の伝達に係る規定がある。

 **各市町村は、災害時における住民への情報伝達を的確に行うため、防災行政無線等の整備が求められている**



# 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策

「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定) 各対策毎の概要より抜粋

41

## 住民等への情報伝達手段の多重化・多様化対策

国土強靱化  
NATIONAL RESILIENCE

概要: 防災行政無線等の整備や戸別受信機の導入促進、放送波を用いた情報伝達手段等の新技術の検討等により、情報伝達手段の多重化・多様化を推進する。

府省庁名: 総務省

### 本対策による達成目標

#### ◆中長期の目標

災害情報手段のアドバイザー派遣や技術的ガイドラインの作成、各種会議での周知等により、市町村における災害情報伝達手段の整備を促進する。

防災行政無線等の災害情報伝達手段の整備率(対象1,741団体)

現状: 86.6%(平成31年3月)

中長期の目標: 100%

本対策による達成年次の前倒し

令和25年度以降 → 令和7年度

目標

#### ◆5年後(令和7年度)の状況

防災行政無線等の災害情報伝達手段の整備率

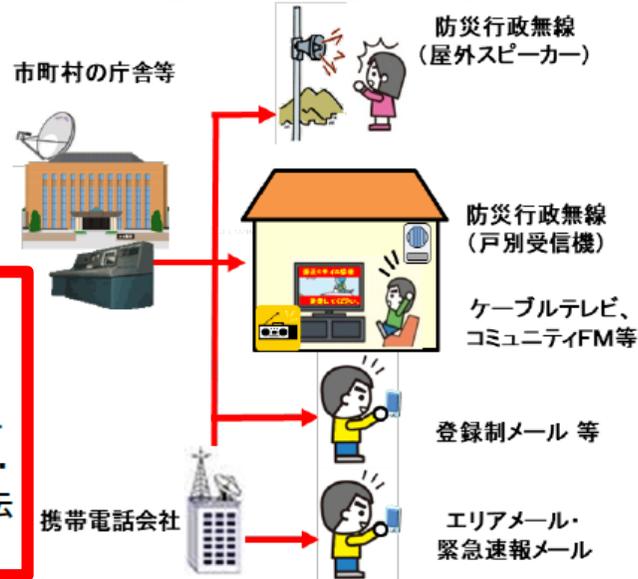
達成目標: 100%

防災行政無線等の災害情報伝達手段の未整備団体全てにアドバイザーを派遣し、各市町村において地域の実情に応じた災害情報伝達手段の検討・整備及び戸別受信機等の配備が進められ、防災行政無線等の災害情報伝達手段の整備率が100%を達成。

#### ◆実施主体

地方公共団体(市区町村)

### ＜災害情報伝達手段の多重化・多様化＞



政府の方針として、令和7年度末までに防災行政無線等が全ての市町村で整備されることを目標としている

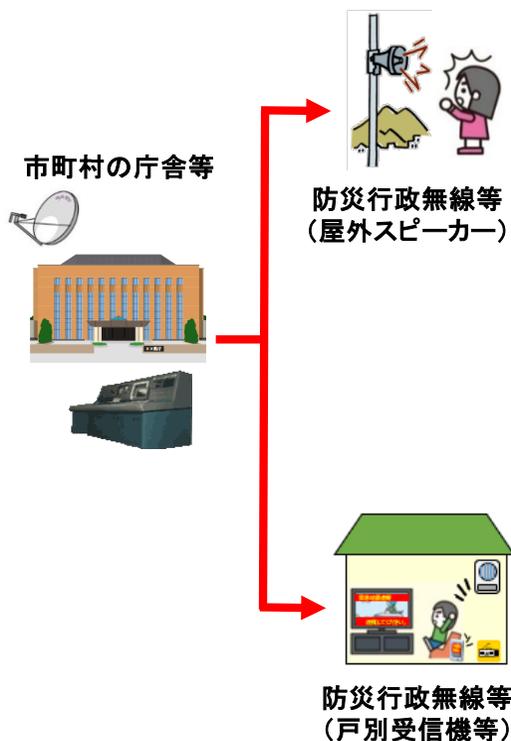


# 防災行政無線等の整備促進

## 主たる災害情報伝達手段に必要な要件

防災行政無線等は、迅速かつ確実に災害情報の伝達を行うために、必要な以下の要件を満たすことから、消防庁ではその整備を推進している。

1. PUSH型であること。
2. 一斉に同報するものであること
3. 情報機器等を持たない住民へ伝達できるものであること。
4. 市町村が伝えるべき防災情報を制約なく伝達できること。（住民に必要な各種情報を伝えられるものであること。）
5. 発災前後を通じて、継続して使用できる耐災害性を有していること。



情報伝達手段の例	自営網	商用網	整備済自治体数	備考
				※自治体数については、令和5年3月31日時点
① 市町村防災行政無線(同報系)	○	—	1,333 (76.6%)	・ 市町村庁舎と地域住民とを結ぶ無線網により、地域住民に一斉伝達可能。
② MCA陸上移動通信システムを活用した同報系システム	—	○	92 (5.3%)	・ タクシー会社や運送会社等の民間企業等が利用する無線網を活用。 ・ 2029年(令和11年)5月31日をもってデジタルMCA システムの通信サービスが終了することから、導入市町村においては他の手段の活用に係る検討に着手が必要である。
③ 市町村デジタル移動通信システムを活用した同報系システム	○	—	42 (2.4%)	・ 市町村が設置した基地局と車両等に設置した移動局等を同報利用するもの。
④ FM放送を活用した同報系システム	—	○	151 (8.7%)	・ 既存のFMラジオ局を活用。 ・ 屋内受信機は平常時にラジオとして活用可能。
⑤ 280MHz帯電気通信業務用ページャーを活用した同報系システム	—	○	70 (4.0%)	・ 無線呼出し(ポケットベル)の技術を利用した情報伝達手段。
⑥ 地上デジタル放送波を活用した情報伝達システム	—	○	1 (0.05%)	・ 既存のテレビ放送網を活用。 ・ 屋内受信機の設置にあたっては、テレビ端子に接続するためアンテナ工事が不要
⑦ 携帯電話網を活用した情報伝達システム	—	○	62 (3.6%)	・ 携帯電話網を活用。 ・ 屋外スピーカー、屋内受信機のほか、住民所有のスマートフォンにアプリを導入することにより、防災情報を受信可能。
⑧ ケーブルテレビ網を活用した情報伝達システム	—	○	31 (1.8%)	・ 既存のケーブルテレビネットワークを活用。 ・ テレビ画面でテロップ等の文字情報を伝達可能。
⑨ IP告知システム	—	○	207 (11.9%)	・ 光ケーブル等を使用したIPネットワークを活用。

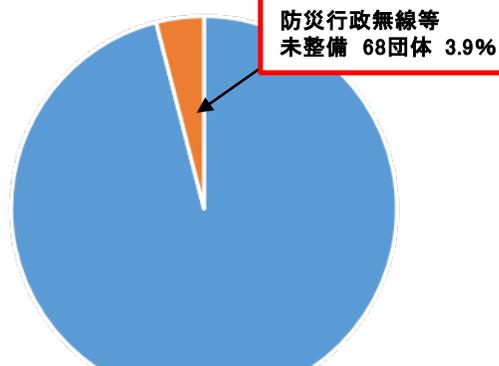
防災行政無線等(主たる災害情報伝達手段)



# 防災行政無線等の整備状況

- 全市町村（1,741団体）のうち96.1%が防災行政無線等を整備済み → 68団体が未整備（令和6年3月31日現在）  
⇒ 未整備68団体のうち、23団体が令和7年度末までに防災行政無線等の整備予定なしと回答。
- 防災行政無線等を整備している1,673自治体のうち1,592自治体が屋外スピーカーを活用している。（全国の市町村のうち91.4%）

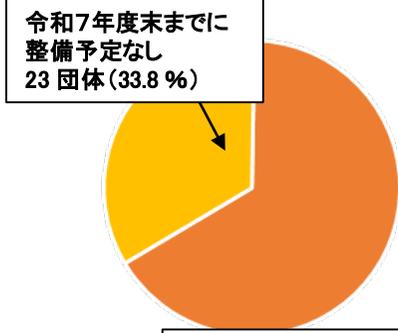
## 防災行政無線等の整備状況



防災行政無線等整備済み  
1,673団体 96.1%

・ 分母を全市町村(1,741団体)とした  
令和6年3月31日現在のデータ。

## 未整備68団体の整備予定状況



令和7年度末までに  
整備予定なし  
45団体(66.2%)

・ 分母を未整備団体(68団体)とした。

## 過去5年の防災行政無線等の整備状況(推移)

(各年3月31日現在)

防災行政無線等整備状況		R2	R3	R4	R5	R6
団体数	整備あり	1,514	1,523	1,668	1,674	1,673
	整備なし	227	218	73	67	68
整備率 (%)		87.0	87.5	95.8	96.2	96.1

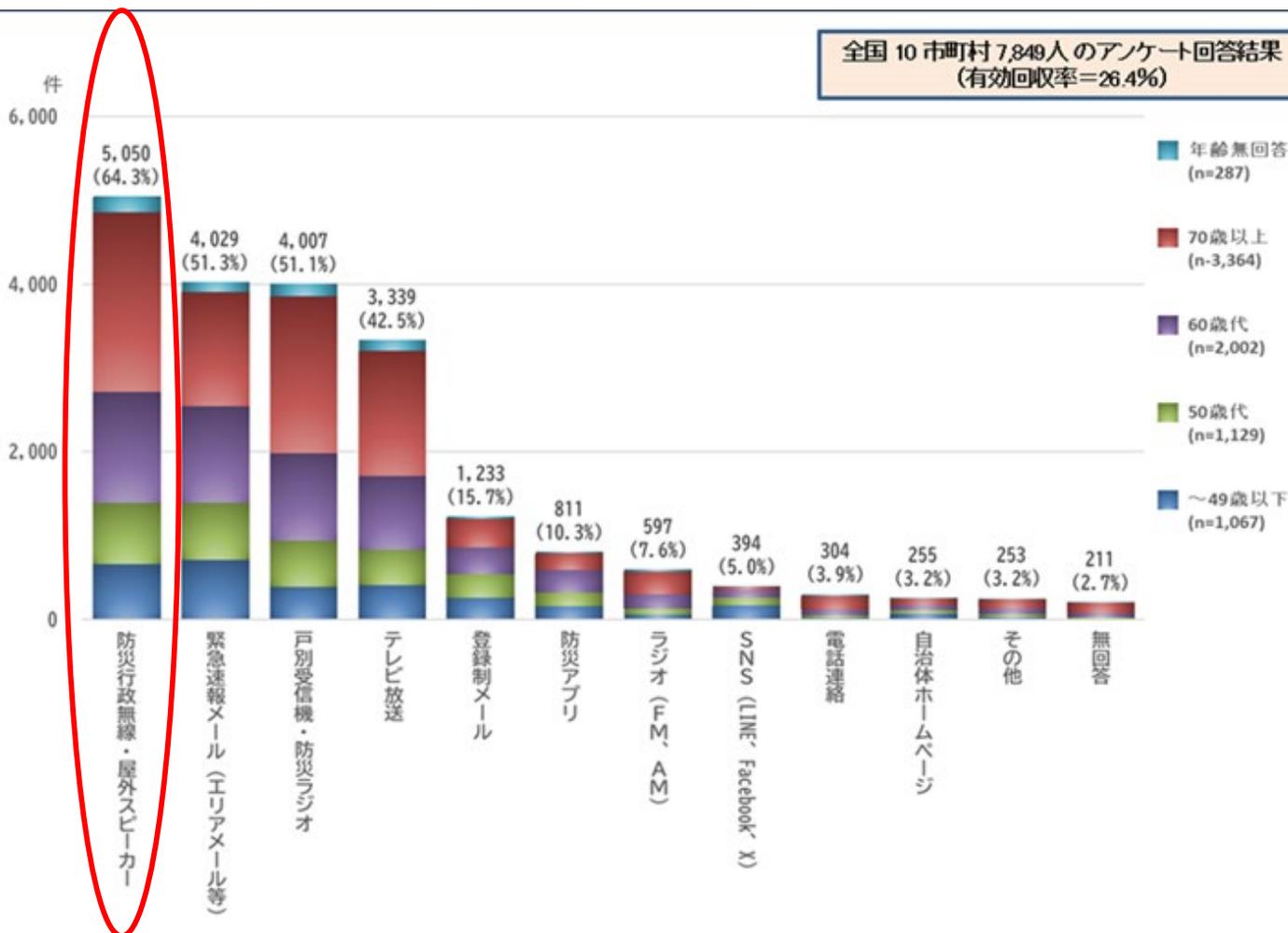
・ 分母を全市町村(1,741団体)として算出



# 屋外スピーカー整備の重要性

消防庁の調査では、災害発生時、住民の約6割が防災行政無線の屋外スピーカーから情報を入手しており、重要な災害情報伝達手段となっている。

【地域における災害情報の入手手段の調査結果（R5年度 消防庁実施）】  
～自治体からの避難情報の呼びかけなどを何から知りましたか？～（複数回答あり）





# 屋外スピーカーによる情報伝達に係る課題と論点

- 全国の自治体から、屋外スピーカーによる情報伝達の課題が寄せられており、未整備自治体における導入、整備済み自治体における維持管理、更新等の障害となっている。

## 【課題①】 地形や建物、降雨等の影響で聞き取りづらくなる

### <自治体の声>

- ・ 台風、豪雨時に住民から「何を言っているか分からない」と言われる
- ・ 地形や建物の影響を考慮した効率的な屋外スピーカー配置の仕方が分からない

⇒ **【論点①】 地形や建物、降雨等の影響を考慮した明瞭な放送を行うために、  
屋外スピーカーによる情報伝達をどのように改善すべきか。**

## 【課題②】 広域をカバーするために多数の屋外スピーカーが必要

### <自治体の声>

- ・ 集落が点在しており、屋外スピーカーで全域をカバーすることが難しい
- ・ 整備できても、多数の設備の維持管理や更新が財政上の負担となる

⇒ **【論点②】 広域に対して効率的に放送を行うためには、  
屋外スピーカーによる情報伝達をどのように改善すべきか。**

# 屋外スピーカーの音達範囲向上等に関する実証実験

防災行政無線等の屋外スピーカー整備の推進に向けて、課題解決のための実証実験を行う。

【課題】①地形や建物、降雨等の影響で聞き取りづらくなる。

②広域をカバーするために多数の屋外スピーカーが必要。

【解決策】気象条件・スピーカーの種類・聴取者の年齢・音声データ圧縮の影響などを踏まえて、

災害情報をより広域かつ明瞭に伝達する方策を検討するための実証実験を行う。

## 実験

(1) 様々な周波数の試験音により、街中・屋内・山間部等における音達範囲を詳細に測定し、効果的な情報伝達方策を検討

(2) 既存の方策と(1)の結果を踏まえ、外部環境にあわせて調整した放送を行い、多様な聴取者により、その効果を比較・評価

(3) 無響室において豪雨音を発するスピーカーにより、豪雨環境を疑似的に再現し、条件を様々に変更しながら放送を行い、聴取者が聞き取りやすい方策を検討

## <実験イメージ>

### 親局の改善方策

- ・特定の周波数帯の強調
- ・スピーカーの種類にあわせた調整 など



親局

### 子局の改善方策

- ・聞こえづらい音声を選択的に強調 など

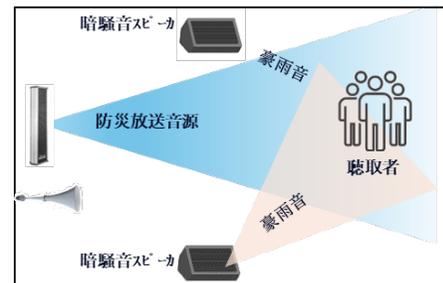


子局 (高所作業車に設置)



多様な聴取者により、聞こえやすさを評価

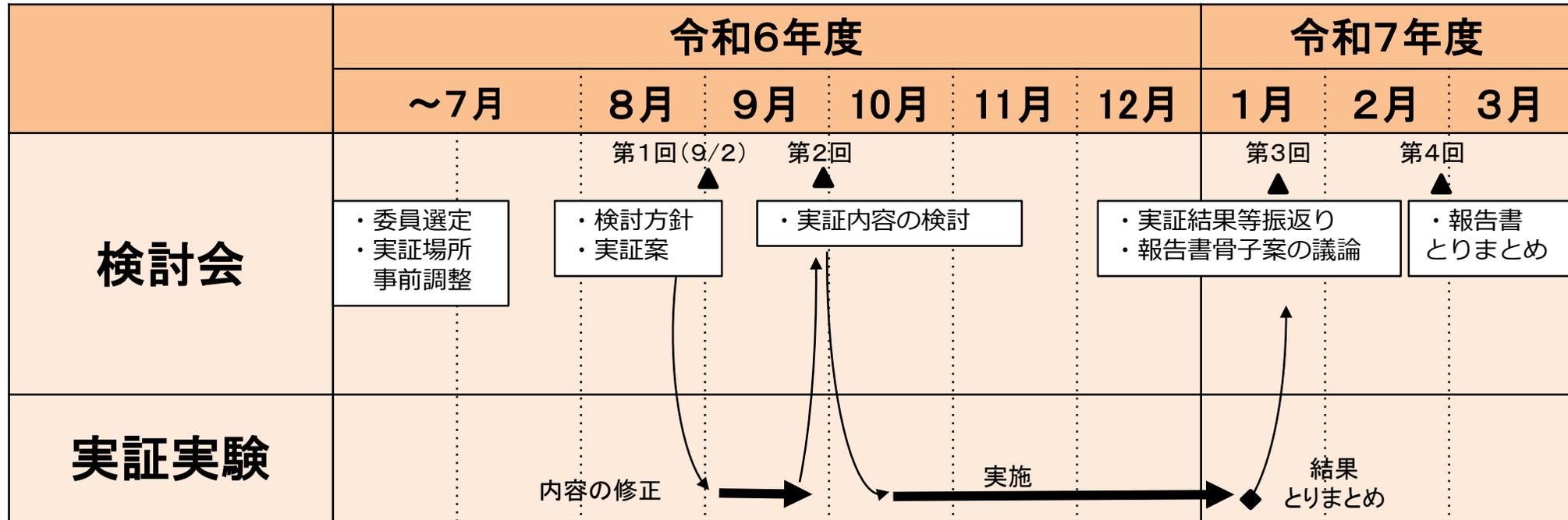
## <豪雨環境再現イメージ>



## <無響室>



# 検討スケジュール



- 第1回 令和6年9月2日：検討方針、実証実験内容案の検討等
- 第2回 令和6年9月下旬：具体的な実証実験内容の検討等
- 第3回 令和7年1月中旬：実証実験等結果の振返り、報告書骨子案の確認等
- 第4回 令和7年2月下旬：報告書とりまとめ